

## 三島市週休2日工事実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、建設産業における長時間労働の是正や休日確保のために必要な環境整備を進めるため、三島市が発注する週休2日工事（対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる工事をいう。以下同じ。）の入札に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 週休2日工事の対象は、次に掲げる基準を満たす工事とする。

- (1) 単年度予算工事又はゼロ債務負担行為設定工事であること。
- (2) 原則として次に掲げる工事でないこと。
  - ア 十分な工期の確保ができないことが見込まれる工事
  - イ 緊急性のある工事
  - ウ 交通事情や施設の状況により、休日に施工する必要があり、代替の休日が設けられない工事
- (3) その他勘案すべき事項
  - ア 関係機関や地元等の協議、その他工程調整等をきめ細かく実施することで、休日の確保が見込まれる工事
  - イ 工種が多く見込まれる工事
  - ウ 従事技能者数が多くなるが見込まれる工事
- (4) (1)、(2)及び(3)により選定された工事が複数ある場合は、工事担当課の長が適していると判断した案件を対象とする。

### (入札参加資格要件)

第3条 週休2日工事は、三島市制限付き一般競争入札実施要領第3条に関し、次により実施するものとする。

- (1) 十分な工期を確保すること。
- (2) この入札の施工条件等については、別途定めるものとする。

### (入札公告等)

第4条 週休2日工事の対象となる場合には、入札公告にその旨を明記するものとする。

### (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

#### 附 則

この要領は、平成30年9月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成31年2月26日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。